

### Q1 通航方法の全文が知りたいのですが？

**A** 下記の事務所窓口で閲覧できます。  
また、ホームページでもご覧頂けます。

### Q2 海上交通法規と河川法に基づく通航方法の関係は？

**A** 今回指定された区域（通航方法指定区域）内は、これまでに適用されていた海上衝突予防法に加えて、河川法に基づく通航方法が適用されます。

### Q3 通航方法に違反した場合に罰則はあるのですか？

**A** 指導・警告にもかかわらず、違反状況が改善されない場合には、河川法施行令第60条に基づき、30万円以下の罰金に処せられることとなります。

### Q4 速度制限(徐行・減速)とはどのくらいのスピードをいうのでしょうか？

**A** 速度制限を行う理由は、船舶が通航するとき起きる波（航走波）によって、河川管理施設に影響を及ぼしたり、他の河川利用者に危険を及ぼさないようにするためです。船舶はその大きさや種類によって、同じ速度でも航走波が変わってきますので、何ノット以下といった速度制限ではなく、船舶の操縦性が失われない程度の速度に減速することとしています。

### Q5 通航方法の監視体制はどうなっているのか？

**A** 定期的に水面・陸上巡視などを行い、適正な通航が行われているか、監視していきます。

## 問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局  
信濃川下流河川事務所 占用調整課・管理課  
〒951-8153 新潟市中央区文京町14-13  
Tel 025-266-7131(代表)  
fax 025-266-7105  
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/index.html>

国土交通省北陸地方整備局  
阿賀野川河川事務所 占用調整課・管理課  
〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28  
Tel 0250-22-2211(代表)  
fax 0250-24-3005  
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/agano/index.html>